

<研究資料>

[スポーツ健康政策研究班]

「日本全体」の祭典としての東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

—— ホストタウン構想を通じた地方都市の活性化策のアウトラインについて ——

関根正敏 小林 勉
布目靖則 野口京子
岸卓巨 小山 さなえ
今村 貴幸

1. はじめに

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020」と表記）の招致をめぐることは、東京、マドリード、イスタンブールの三都市が最終的な開催候補地とされ、国際オリンピック委員会（IOC）の委員による投票の結果、東京が開催地として決定された。その際、各種のメディアによって広められたのは、「東京、熱弁プレゼン45分」「イスタンブール映像ふんだん」「マドリードコンパクト強調¹⁾」といった都市間の競争を煽るような文脈に置くことができる言説であり、このように都市の名称が何度も繰り返し露出することは、オリンピック・パラリンピックという大会が国家単位ではなく個別の都市を開催地とする、その開催規模の特性を物語るものである。2002年のFIFAワールドカップは韓国と日本による共催、2019年のラグビーワールドカップは日本での単独開催と、いずれも競技会場が全国各地に点在するイベントであるのに対し、2020年の五輪では、「東京2020」のように個別の都市名が大会名称に用いられながら、大半の競技が東京という一つの都市で集中的に開催されるのである。このように開催地を個別の都市に置くことは、IOCが定める「オリンピック憲章」において、「オリンピック競技大会を開催する榮譽と責任は、オリンピック競技大会の開催都市に選定された1つの都市に対

し、IOCにより委ねられる。』²⁾という規定を根拠としつつ、今後も夏季大会はリオデジャネイロ(2016年)、東京(2020年)、冬季大会は平昌(2018年)、北京(2022年)という単独の都市で開催されていくこととなるのである。

このように「オリンピック憲章」に裏付けられながら、都市名を冠する大会名称が用いられ、競技会場が一つの都市へ集中的に立地したりすることを踏まえれば、五輪はいわば「都市」の祭典として行われてきているといえるだろう。しかし、東京2020に向けた準備が本格化する中で実際に生じているのは、東京という一つの都市で行う祭典ではなく、東京2020を「日本全体」の祭典へと誘引する動きである。現在、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下、「組織委員会」と表記)や東京都をはじめ、政府、スポーツ界、経済界、研究者などの多様なアクターの参画によって開催準備が推進されてきているが、そこで目指されているのは、東京2020を単なる東京におけるスポーツの大会にとどめるのではなく、スポーツの持つ力を多様な場面で利用しながら「新しい日本社会」を形成する契機として活用しようとする動きである。こうした視点は、「2020オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議」の第一回会合において、政府の統括役となる東京オリンピック・パラリンピック担当大臣(当時、文部科学大臣兼任)の冒頭挨拶からも明確に窺える。

文部科学大臣としては、競技力の向上や競技場の整備、「Sport for Tomorrow」による国際貢献策などのスポーツ施策の着実な推進はもちろんのこと、グローバル人材の育成や文化芸術立国の実現、イノベーション戦略などを通じ、日本が持つソフトパワーを最大限に発揮をして、全ての国民、特に子供達、若者の勇気と自信につなげていく取組を行う必要があると考えております。…中略…競技そのものは東京で行われるわけですが、同時に日本全国においても文化芸術立国として、世界の方々をお招きするようなことも考えていきたいと思ひます。

2020年を一過性のオリンピック・パラリンピック開催の年とするのではなく、オールジャパンの視点から、ハード・ソフト面を含め、大会の成功はもとより、新しい日本の創造に向けて取り組んでいくきっかけにも、是非していきたいと考えております。[内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室、2013](下線は引用者による³⁾.)

開催の意義を謳うこうした声明からは、東京2020は、我が国におけるスポーツの発展に向けた取り組みであることもさることながら、他の政策課題の解決を図る契機として位置付けられていることがみてとれる。そして、そこから便益を得る対象地域については、競技会場の多く

が配置される東京という「一都市」だけではなく、その便益が「日本全国」へと拡大していくことが目指されていることがわかる⁴⁾。こうした「日本全国」に向けた取り組みを推進するのにあたり、その中心的な担い手となるのが日本国政府である。国家によるオリンピックへの介入という事態は、決して東京2020に始まったことではなく、歴史をさかのぼればナチスドイツによるベルリン五輪や東西冷戦によるボイコット問題等、これまでも何度もみられた現象である。しかしながら、近年において特徴的なのは、町村が指摘するように「グローバル・シティと国家の再連携」という文脈で、メガイベントの中心的な担い手として国家という主体が台頭していることである〔町村, 2007〕。東京2020をめぐることは、グローバル・シティ間の競争が激化する中において東京のプレゼンスをいかに確保するかといった観点からイベントの意義が捕捉され、国家がいかにそれを後押しするのかという点が重視されながら、東京の都市再開発プランが検討されている（例えば、市川・森記念財団都市戦略研究所〔2015〕など）。そして、こうした東京の発展ビジョンに加え、「グローバル、ナショナル、さらにローカル（会場周辺）それぞれのスケールにとっての『祝祭』の意義が強調」〔町村, 2007: 11〕されつつ、日本全国へとメリットを波及する方策が、国家による介入をうけながら立案されてきている。このように東京2020をめぐることは、「グローバル・シティ東京の開発促進」と「地方へのベネフィットの供与」という二つの異なるベクトルが折り重ねられながら、政府が大きな役割を担いつつ開催準備が進められてきているのである。

「一都市」と「日本全体」という異なる領域を視野に入れるこうした二つのベクトルの存在については、有元による東京2020をめぐる言説分析において既に指摘されたことでもある。有元によれば、招致段階では開催に対する「国民的支持」を拡大するために「今、ニッポンにはこの夢の力が必要だ。」といった国民全体の利益を強調する表現が戦略的に使用されたが、東京開催の決定後には「いかに東京の個別的な利益を最大化するのか」という言説状況へと一変する模様が描かれる〔有元, 2015〕。有元が強調するのは、「ニッポン」という「日本全体」の便益を装う言葉の力によって、東京という「一都市」に膨大な資本が投資されていったり、一部の特権的な受益者が潤っていくという事実が見えにくくなっているということである。こうしたメガ・イベントからの受益者を措定しようとする視点は、長野五輪を事例に「誰にとってのオリンピック・遺産なのか」を追求する石坂・松林〔2013〕と同じ視野を有するものであり、今後の研究に引き継いでおくべき重要な視角であろう。ただし、ここで見落とすべきではない重要な点は、東京開催が決定された「後」においても、政府が中心となり日本全体の便益を強調する言説が発信され続けているという事態であり、さらには、そうしたメリットを強調する言説を受けながら、「地方」ではさまざまな主体が東京2020からの恩恵を目的とした取り組みに着

手していくという動向である。有元が指摘するように、東京2020においては、東京の再開発を大きく後押しするために「日本全体」という領域、特に大きな便益を得る東京とは地理的に離れた「地方」という空間が巧みに利用されてきている。しかし、「地方」では便益を得る主体、得ることができない主体、不利益を被る主体などといった形で、東京2020からもたらされるベネフィットに偏りが生じてくる可能性がある。なぜならば、東京2020という契機を地域の活性化に有効活用できるか否かという点において、地域ごとに利用できる諸種の資源には偏りがあり、そうした資源の偏在性が五輪からの便益の大きさに強く影響すると考えられるからである。地方で起こるそうした動きは、東京で推進される大規模な開発に比べると見過ごされてしまう現象かもしれないが、東京2020というメガスポーツイベントが与えるインパクトを検討するにあたっては、こうした地方での動きについても、視野に置いておく必要があるだろう。

そこで本稿では、東京2020を地域の活性化へ活用しようとする政策の動向について、「地方」への働きかけを意図した政策の流れを素描することを目指す。具体的には、東京2020が「日本全体」の祭典へと傾いていく政策文書を整理するとともに、東京という開催都市から離れた「地方」という空間に対していかに便益を拡大していこうとしているのかについて、「ホストタウン構想」という全国の自治体に参加を求める施策に着目し、その施策のアウトラインを描き出すことを目的とする。この「ホストタウン構想」に着目するのは、大会を契機に全国各地へ外国人を導き、そこでの交流を促そうとするこの構想が、「地方」という東京以外の地域を最も明確に意識した試みの一つだからである。以下では、まず、「日本全体」の祭典に向けて「オールジャパン体制」を構築しようとする組織委員会や東京都、日本国政府における施策の基本方向を整理する。その後、東京2020の数年前から実施される「ホストタウン構想」という地域活性化策のアウトラインを描くことで、東京2020の主権者側による地方へ向けたベクトルの概況について解題する。

2. 強調される「オールジャパン体制」：「日本全体」の祭典への展開

ここでは、東京2020の推進側として中心になる組織委員会や東京都、そして日本国政府という三者のアクターに着目し、それぞれが公表した東京2020大会関連資料の分析を通じて、三者が「オールジャパン体制」を構築していこうとする傾向を跡づける。

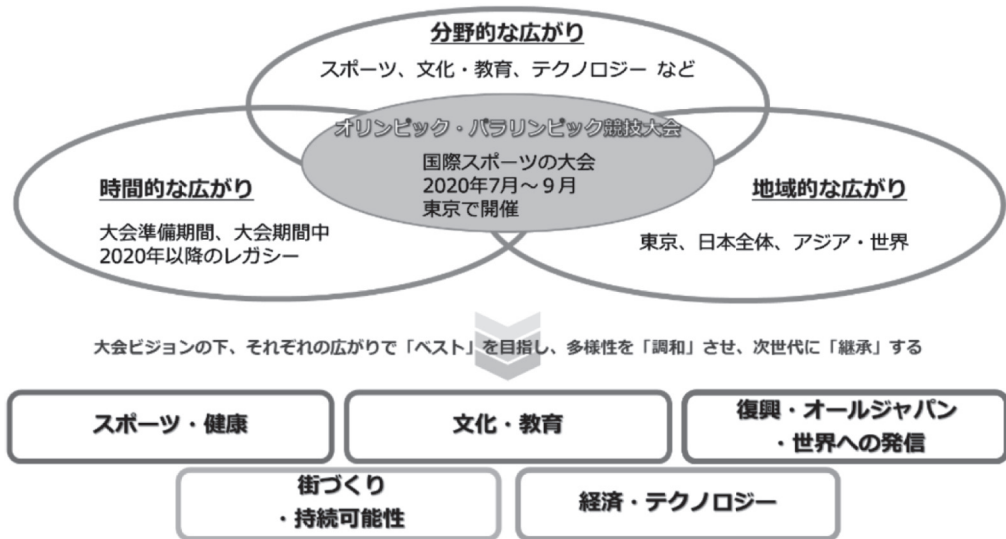
2.1 実施主体としての組織委員会：「オールジャパン体制」の中核へ

まず、東京2020を主催する組織委員会が2015年2月に策定した「東京2020大会開催基本計画」

という大会準備における基本的な枠組みを参照しながら、組織委員会が大会運営に際して何を重視しているのかを確認していこう。この計画文書は、「大会ビジョン」「大会のクライアント」「会場・インフラ」「大会を支える機能（ファンクショナルエリア）」「推進体制」「アクション&レガシー」「エンゲージメント」という七つの章で構成されており、東京2020の目指すところやクライアント（依頼者もしくは観客）を明確にしなが、そのビジョンを実現させるために基本的に必要となる機能や推進体制を示すものとなっている。この基本計画の冒頭では、「全員が自己ベスト」「多様性と調和」「未来への継承」というビジョンを構成する三つの基本コンセプトが示され、このコンセプトを基軸にしなが大会の準備・運営が進めることが確認される。そして、単に東京で開催されるスポーツ大会に留めないようにするために、大会ビジョンの広がりについて、図表1のようなイメージのもと説明がなされる。

ここでは、スポーツだけにとどまらず教育や文化、復興、街づくり、テクノロジー等についての取り組みも成功させることで「分野的な広がり」を持ったイベントにするとともに、一過性の効果だけではなく後世にポジティブな影響を残すような「時間的な広がり」を視野に入れていくとしている。さらには、そうした影響力を東京だけでなく「日本全体」や世界に波及させながら、「地域的な広がり」のあるイベントとして実現することをねらいとする。このように、組織委員会による大会のビジョンの中では「日本全体」という表現が明確に用いられながら、東京2020の持つ可能性の大きさが強調されるのであり、こうした日本全国を射程に入れる

図表1 大会ビジョンの広がり と 五本の柱



出所：東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 [2015：7] より抜粋。

点において、後述する政府の方針と方向性を共有する。

実際の東京2020の準備や運営面については、この基本計画の中では、機関との連携を図りながら「オールジャパン体制」の推進形態を形成することが示された。

東京2020大会に向けて組織委員会は、JOC、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（JPC）、東京都、政府、経済界、その他関係団体と共にオールジャパン体制の中心となり、大会の準備及び運営に関する事業を行います。（東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページ、「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会について」より引用）

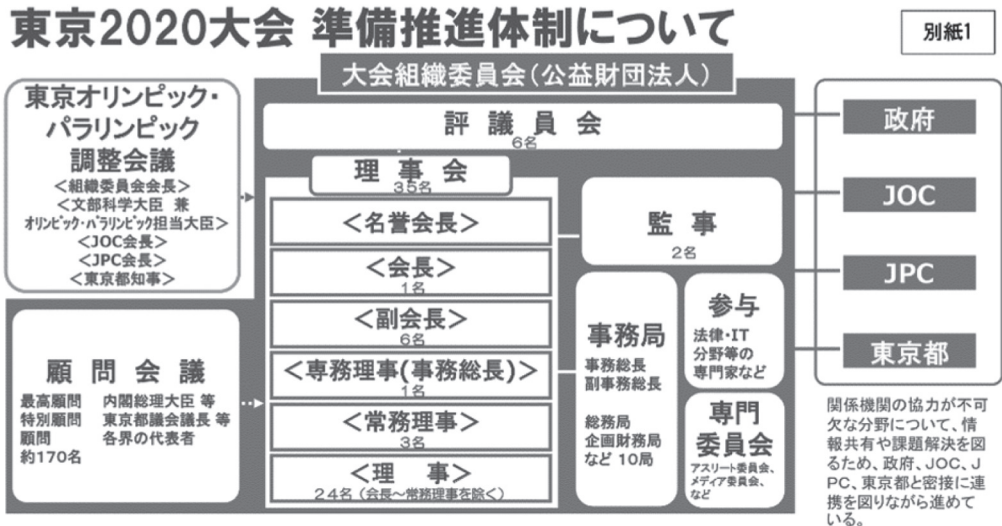
推進体制の確立にあたっては、（1）関係者各々が持てるリソースを最大限提供し、相互の強みを活用して、オールジャパンでのベストパフォーマンスを発揮（2）多様なステークホルダーやパートナーとの調整を行い、関係者の合意を図って、様々な課題解決を図っていく（3）大会を通じて蓄積された経験やノウハウ、関係者の協力関係を将来に継続し、日本の更なる発展に貢献を基本的考え方とし、強固なガバナンスモデルを構築していく。[東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会，2015：135]

東京2020大会の準備、開催に向けては、東京2020組織委員会が中心となって関係者の連携を図り、計画・準備・運営をリードしていく [東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会，2015：140]

組織委員会による説明では、実際の大会の準備及び運営の推進に際しては、その中心に位置する組織委員会のリーダーシップの重要性が強調されながら、「オールジャパン」の実施体制を構築することの意義が指摘される。こうした「オールジャパン」の体制を形成することについては、図表2のような組織図の中においても「政府、JOC、JPC、東京都と密接に連携を図りながら進めている」と記されるように、明確に意識化されている。なお、このような諸機関による連携の必要性を認識させる大きな要因の一つは、その規模と運営の複雑さゆえに関係者との周知な調整が重要とされる多岐にわたる事業領域の存在である（図表3参照）。

また、組織委員会においては、政府や東京都とは異なり、「大会のクライアント」に対する配慮の姿勢が窺える点が特徴的である。政府や東京都の場合、パブリックコメントや政策評価が求められるように、市民という視点が重視されているに対し、組織委員会の場合、図表4のよ

図表2 東京2020大会準備体制について



出所：東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 [2015：154] より抜粋。

図表3 大会を支える機能（ファンクショナルエリア）

1 宿泊	2 アクレディテーション	3 出入国	4 ブランド保護
5 大会のブランド・アイデンティティ・ルック	6 放送サービス	7 ビジネス開発	
8 セレモニー	9 都市活動・ライブサイト	10 都市運営調整	11 清掃・廃棄物
12 コミュニケーション（デジタルメディア・出版物含む）			
13 コミュニケーション・コーディネーション・コマンド／コントロール			
14 文化	15 ドーピングコントロール	16 教育	17 エネルギー
18 イベントサービス	19 財政	20 飲食	21 国・自治体調整
22 IF サービス（競技に含まれる）		23 情報・知識マネジメント	24 言語サービス
25 レガシー	26 法務	27 ライセンシング	28 ロジスティックス
29 マーケティングパートナーサービス		30 メディカルサービス	31 NOC・NPC サービス
32 オリンピック・パラリンピックファミリーサービス		33 運営実践準備管理	
34 パラリンピックインテグレーション		35 人材管理	36 計画・調整
37 プレスオペレーション		38 調達（レートカード含む）	39 リスクマネジメント
40 セキュリティ		41 標識・サイン	42 観客の経験
43 競技		44 持続可能性	45 テクノロジー
46 テストイベントマネジメント		47 チケットティング	48 聖火リレー
49 輸送		50 会場マネジメント	51 会場・インフラ（会場設営・一般的なインフラ含む）
52 選手村マネジメント			

出所：東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 [2015] を参考に筆者作成。

図表4 大会のクライアントとその対策担当ファンクショナルエリア (FA)

クライアントグループ (アルファベット順)	概要	クライアント オーナーFA
選手及び各国オリンピック委員会 (NOC)・ 各国パラリンピック委員会 (NPC) Athletes, National Olympic Committees (NOCs) and National Paralympic Committees (NPCs)	選手, チーム役員, NOC・NPCの役員	NOC・NPC サービス
国際競技連盟 (IF) International Federations (IFs)	IFの役員, 技術代表, 競技役員 (役員, 審 判等), 機材技術者, IF事務局員	競技
マーケティングパートナー Marketing Partners	TOPパートナー, ローカルパートナー	マーケティングパ ートナーサービ ス
オリンピック・パラリンピックファミ リ-及び要人 Olympic & Paralympic Families and Dignitaries	IOC/IPCの委員及びゲスト, IOC/IPCゲ スト及び事務局員, IFの会長, 専務理事及びゲ スト, 当該大会に選手が参加している国(地域) のNOC/NPC会長, 専務理事及びゲスト, 国 際・国内要人, TOPパートナーの会長, CEO ライセンスホルダー(放送権者:RHB)の上級幹部 将来の組織委員会の役員, スポーツ仲裁裁判 所, 世界アンチ・ドーピング機構	オリンピック・パ ラリンピックファ ミリーサービス
オリンピック放送機構 (OBS) 及び ライセンスホルダー (放送権者) - 放送事業者 Olympic Broadcast Services (OBS) and Rights Holding Broadcasters (RHBs) - Broadcasters	OBS及び大会の放送権者 (RHB)	放送サービス
プレス Press	大会のアクセレディテーションを保有するフォ トグラファー, ジャーナリスト及びノンライ ツホルダー(放送権を保有しない放送事業者)	プレスオペレーシ ョン
観客 Spectators	チケットを保有している観客及びチケットを 保有していないが, 大会の雰囲気を味わいた いと考えている観客	観客の経験
スタッフ Workforce	大会のために従事する有給スタッフ, ボラン ティア, 請負事業者	人材管理

出所: 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 [2015] を参考に筆者作成。

うに多岐にわたる関係者への配慮が求められている。

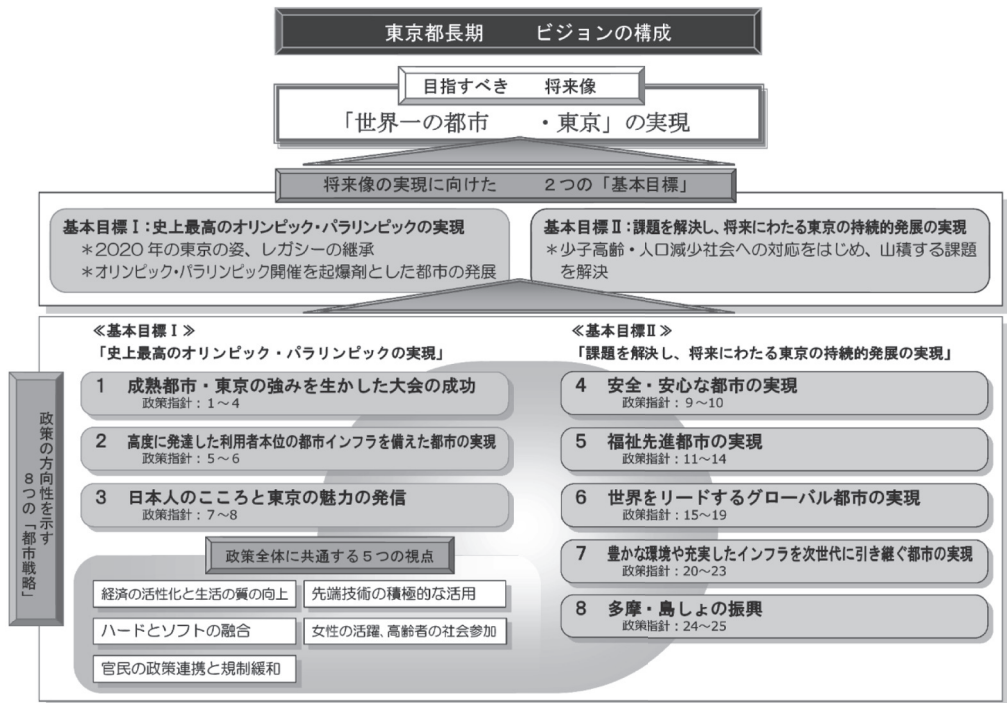
このように、東京2020の主催者である組織委員会においては、大会がもたらす価値を広げていくために、「日本全体」という視点をビジョンの中に取り入れ、そのビジョンを実現するための推進体制として「オールジャパン体制の構築」が重視されていることがわかる。

2.2 開催都市としての東京都：開催による便益を東京・日本・世界へ

次に、運営主体である組織委員会に対して、2020年のオリンピック・パラリンピック開催地となる東京都の側における計画の状況を確認してみよう。東京都では、2014年2月に「東京都長期ビジョン～『世界一の都市・東京』の実現を目指して～」が策定され、東京2020を「世界一の都市・東京」に向けた都市開発の起爆剤とすることが将来計画の中に位置づけられた。この将来計画は二つの基本目標によって構成されるが、そのうちの 하나가「基本目標Ⅰ：史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」となっており、その取り扱いの大きさからは東京2020への期待の大きさが窺える（図表5）。そして、成熟都市としての強みを生かしながら、万全な開催準備やレガシーの継承、バリアフリー環境、多言語対応、トップアスリート養成やスポーツ都市実現といった観点から大会を成功させるとともに、高度な都市インフラを整備することや、日本人のおもてなしのこころや東京の魅力を世界に発信することを目指すとした（図表6）。

「『世界一の都市・東京』の実現」という視点から東京2020を有効活用することを大々的に取

図表5 「東京都長期ビジョン」の構成



出所：東京都 [2013：2-3] より抜粋。

図表6 「東京都長期ビジョン」に示された東京2020関連の基本目標・戦略・方針

基本目標Ⅰ 史上最高のオリンピック・パラリンックの実現	
都市戦略1	成熟都市・東京の強みを生かした大会の成功
	(政策指針1) 2020年大会の成功に向けた万全な開催準備とレガシーの継承
	(政策指針2) 美しく風格があり、誰もが安心して過ごせるバリアフリー環境の構築
	(政策指針3) 多言語対応の推進により、全ての外国人が快適かつ安心して滞在できる都市の実現
	(政策指針4) 世界に存在感を示すトップアスリートの育成とスポーツ都市東京の実現
都市戦略2	高度に発達した利用者本位の都市インフラを備えた都市の実現
	(政策指針5) 陸・海・空の広域的な交通・物流ネットワークの形成
	(政策指針6) 誰もが円滑かつ快適に利用できる総合的な交通体系の構築
都市戦略3	日本人のこころと東京の魅力の発信
	(政策指針7) 「おもてなしの心」で世界中から訪れる人々を歓迎する都市の実現
	(政策指針8) 芸術文化都市を創造し、日本文化の魅力を世界に発信

出所：東京都 [2013] を参考に筆者作成。

り扱った「長期ビジョン」が策定された後、2015年11月には「2020年に向けた東京都の取組（素案）——大会後のレガシーを見据えて——」が公表され、レガシーの計画的な創出が主眼に置かれながら東京都における取り組みの素案が示された。そこで打ち出されたのは、図表7で示される8領域の活動案であり、今後2015年度中にこの素案に修正が加えられた後に、確定版のプランが提示され、具体的な活動が実際に開始されることとなる。


この素案で注目しておくべき点は、この文書の冒頭において示された「3つの視点」という活動を進めるうえで重視するポイントである。「東京に」「日本へ」「そして世界に向けて」と表現された「3つの視点」は、大会からの便益を開催都市東京のみにとどめるのではなく、日本というナショナルの次元、さらには世界というグローバルな次元へと段階的に拡大していこうとする意図を示したものである（図表8）。「オールジャパンで大会を成功に導き、経済の活性化や被災地復興の後押しなど、大会の効果を日本全国へ波及させます」という記述からは、少なくとも公式資料の中では、オールジャパン体制を求めている点で組織委員会のものと共通していることが窺える。この「3つの視点」の中でも「日本へ」という二段階目の視点を設定することを拠り所として、東京都という一都市のみによる推進体制を超えて、「オールジャパン体制」の必要性を打ち出すことができるのであろう。ただし、ここで注意が必要なのは、この素案で示された事業のうち、「日本全体」に対して便益を届けようとする意図が明確に記された文言は確かに存在するものの、多くの事業は東京という一都市を発展させることを目指しているという点である。素案の冒頭では「日本の経済を活性化」や「被災地復興の後押し」といった言葉が強調されているが、実際の事業内容をみると、その殆どが東京の発展を重視したプラン

図表7 「2020年に向けた東京都の取組（素案）」で示された目的と取組の方向性

目的
<p>■ 大会後のレガシーを見据えた東京都の取組の方向性を明らかにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会を通じて価値あるレガシーを残していくための取組を、2020年に向けて着実に進める ・大会に向けた取組を明らかにすることにより、都民の皆様が大会に関わりを持ち、参加していただくきっかけづくりとする
取組の方向性
<p>大会後のレガシーを見据えた8つのテーマについて取組の方向性を提示</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設や選手村のレガシーを都民の貴重な財産として未来に引き継ぎます 2 大会を機に、スポーツが日常生活にとけ込み、誰もがいきいきと豊かに暮らせる東京を実現します 3 都民とともに大会を創りあげ、かけがえのない感動と記憶を残します 4 大会を文化の祭典としても成功させ、「世界一の文化都市東京」を実現します 5 オリンピック・パラリンピック教育を通じた人材育成と、多様性を尊重する共生社会づくりを進めます 6 環境に配慮した持続可能な大会を通じて、豊かな都市環境を次世代に引き継いでいきます 7 大会による経済効果を最大限に生かし、東京、そして日本の経済を活性化させます 8 被災地との絆を次代に引き継ぎ、大会を通じて世界の人々に感謝を伝えます

出所：東京都〔2015〕より抜粋。

図表8 「2020年に向けた東京都の取組（素案）」で示された「3つの視点」

 <p>3つの 視点</p>	<p>東京に 東京2020大会を起爆剤として、成熟都市・東京をさらに発展させ、ゆとりある真に豊かな都民生活を実現します</p> <p>〔主な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スポーツの力で誰もがいきいきと暮らせる東京を実現 ● 世界一の文化都市東京の実現 ● オリンピック・パラリンピック教育による人材の育成と多様性を尊重する共生社会づくり ● 東京の豊かな都市環境を次世代に継承 ● 東京の経済の活性化
	<p>日本へ オールジャパンで大会を成功に導き、経済の活性化や被災地復興の後押しなど、大会の効果を日本全国へ波及させます</p> <p>〔主な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本各地と連携した大会開催気運の醸成や文化イベントの展開 ● 競技会場のある他都市や被災県等と連携した円滑なボランティア活動に向けた取組の推進 ● 日本各地と連携した産業、観光の活性化 ● 東京産をはじめとした国内産農林水産物や特産品の魅力発信と利用促進 ● 被災地でのライブサイトの開催や文化、スポーツ交流の推進と、事前キャンプ誘致の共同PR ● 被災地の早期復興に向けた支援
	<p>そして世界に向けて</p> <p>水素社会の実現に向けた先進的な取組や、東京、日本の高度なテクノロジー、東京のブランド力などを、東京が日本のショーウィンドウとして世界に向けて発信するとともに、大会を機に世界との交流をさらに深めています</p> <p>〔主な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大会のレガシーを有効活用した国際スポーツ大会の開催と、スポーツを通じた国際交流の推進 ● リオデジャネイロ大会のジャパンハウスでの東京、日本の魅力発信 ● 文化プログラム等を通じた世界への文化の発信 ● グローバル社会で活躍できる国際的人材の育成 ● 多言語対応の充実など外国人にも優しい共生社会の実現 ● 水素エネルギー技術や中小企業の優れた技術、製品、サービスを世界に発信 ● 世界への東京ブランドのPR

出所：東京都〔2015〕より抜粋。

となっており、地方の活性化に向けて行われる施策の数はきわめて限定的であり⁵⁾、開催による便益が東京に集中されてきている実態を見て取ることができる。

2.3 開催国としての日本政府：「日本全体の祭典」の強調

では、組織委員会や東京都による「オールジャパン体制」を構築しようとする動向に対し、政府の側の文書では「日本全体」の祭典について、どのような主張がなされているのだろうか。それについて、2015年11月27日に閣議決定された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を通じて確認していこう。この基本方針は、図表9で示すとおり、「はじめに」「基本的な考え方」「大会の円滑な準備及び運営」「大会を通じた新しい日本の創造」という四つのパートで構成されており、東京2020の意義が確認されながら、政府による取組の方向性が示されている。

組織委員会や東京都の計画文書と比べ、この基本方針の中ではよりナショナリズムを強調する表現が多用されながら、オールジャパン体制について言及がなされている。例えば、序論としての位置づけである「はじめに」では、下記のような記述がなされている。

(今回の大会の意義)

…中略…より多くの国・地域から参加者を迎え、世界中の多くの人々が夢と希望を分かち合える歴史に残る大会にするとともに、自信を失いかけてきた日本を再興し、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機としなければならない。〔内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部，2015a：1-2〕

今回の大会の意義として記されたこの部分では、開催都市東京に対するベネフィットについて殆ど触れることがないまま、こうした「日本を再興」というナショナルレベルの指摘がなされる。そして、「日本全体の祭典」という言葉が用いられながら、東京2020からの便益を日本全土に広めていくことを明言する次のような文章が記されるのである。

(「復興五輪」・日本全体の祭典)

…中略…世界各国からアスリート、観客が日本に集まり、海外メディアにより広く報道され、世界の注目が日本に集まることとなる。この機会を国全体で最大限いかし、「復興五輪」として、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取組を進めるとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。また、スポーツ、文化・

図表9 「東京2020大会の準備運営に関する施策の推進を図るための基本方針」の骨子

1. はじめに

平和の祭典
 1964年大会の成果
 今回の大会の意義
 運営の成功のための体制
 「復興五輪」・日本全体の祭典
 有益な遺産（レガシー）の創出
 政府のこれまでの取組
 基本方針の策定

2. 基本的な考え方

- (1) 国民総参加による「夢と希望を分かち合う大会」の実現
- (2) 次世代に誇れる遺産（レガシー）の創出と世界への発信
- (3) 政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進
- (4) 明確なガバナンスの確立と施策の効率的・効果的な実行

3. 大会の円滑な準備及び運営

- (1) セキュリティの万全と安全安心の確保
- (2) アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入のための対策
- (3) 暑さ対策・環境問題への配慮
- (4) メダル獲得へ向けた競技力の強化
- (5) アンチ・ドーピング対策の体制整備
- (6) 国立競技場の整備
- (7) 教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成

4. 大会を通じた新しい日本の創造

- (1) 大会を通じた日本の再生
 - ①被災地の復興・地域活性化
 - ②日本の技術力の発信
 - ③外国人旅行者の訪日促進
- (2) 日本文化の魅力発信
- (3) スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現
- (4) 健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現
 - ①大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止
 - ②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー

出所：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 [2015a] を参考に筆者が作成。

クールジャパンその他の様々なイベントを通じてオールジャパンで日本の魅力を発信し大会の開催に向けた機運の醸成を図るとともに、外国人旅行者の地方への誘客拡大による観光振興、大会に関連した事業やイベントへの地方の企業、団体及び個人等の参画拡大を推進する。[内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、2015a: 2]

開催の意義を指摘するこれらの記述にみられたように、政府においては、「日本の再興」という課題を明示しながら、その課題解決に向けた取り組みの方向性として、東日本大震災からの復興という視点と、地域の活性化という視点を重ね合わせることによって、東京2020を「日本全体の祭典」へと展開させようとするレトリックが用いられている。

こうした日本の再興という視点から語られる大会の意義に続いて、この基本方針の中では、政府が今後行う取り組みとして「大会の円滑な準備及び運営」と「大会を通じた『新しい日本』の創造」という2つの観点と、各観点における実施項目が示される。また、こうした政府による取り組みの具体的な内容と進捗状況については、中央政府における東京2020の先導役である内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下、「内閣官房オリパラ事務局」と表記）からも、『「2020東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府の取組」資料集』として公表されることとなった。それらの政府の具体的な実施項目とその担当省庁については、図表10及び図表11に示す通りである。これらの図表からは、政府全体をあげて様々な領域で多様な取り組みが実施されていくことがわかる。

東京2020に向けた政府の取り組みとして示されるのは、まず、「大会の円滑な準備及び運営」であり、それについては「①セキュリティの万全と安全安心の確保」「②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入のための対策」「③暑さ対策・環境問題への配慮」「④メダル獲得へ向けた競技力の強化」「⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備」、⑥国立競技場の整備」「⑦教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成」という7つの観点からの取り組みを実施するという（図表10）。さらには、「大会を通じた新しい日本の創造」のために、「(1) 大会を通じた日本の再生」「(2) 日本文化の魅力発信」「(3) スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現」「(4) 健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現」に関する事業を推進する（図表11）。東京から離れた「地方」という観点において重要なのは、「日本全体の祭典」という言葉が明確に使用されながら、全国へ東京2020からのベネフィットを供与するためのプロジェクトとして「大会を通じた『新しい日本』の創造」が提起されている点である。そこでは、「地方」を視野に入れた施策として「(1) 大会を通じた日本の再生——①被災地の復興・地域活性化」が示され、その中で全国の自治体の有志に参画を求める「ホストタウン構想」を実施することで、東京2020からのメリットを全国各地に広めていくことが目指されている。

このように、政府による計画では、東京2020を「日本の再興」に向けた大きなきっかけとしてとらえ返しながら、「日本全体」の便益を強調しつつ全国各地を活性化させる施策を提起している。東京2020を「日本全体」の祭典に拡大しようとするこうした政府の方向性は、少なくと

図表10 東京2020に向けた政府の取組（大会の円滑な準備及び運営）

① セキュリティの万全と安全安心の確保	○1. セキュリティ対策検討・推進体制の整備	(内閣官房, 警察庁等)
	○2. 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化	a (法務省, 警察庁等) b (財務省, 警察庁等) c (内閣官房等)
	○3. 大会運営に係るセキュリティの確保	a (警察庁等) b (海上保安庁等)
	○4. 警戒監視, 被害拡大防止対策等	(防衛省)
	○5. NBC (核・生物・化学物質) テロ対策の強化	a (厚生労働省, 警察庁) b (総務省, 警察庁)
	○6. サイバーセキュリティ確保のための取組の推進	(内閣官房等)
	○7. 首都直下地震対策の強化	(内閣府等)
	○8. 避難誘導対策の強化	(内閣府等)
	○9. 感染症対策の推進	(厚生労働省)
	○10. 食中毒予防対策の推進	(厚生労働省)
② アスリート, 観客等の円滑な輸送及び外国人受入のための対策	○11. 出入国審査の円滑化	(法務省等)
	○12. CIQ 体制の強化等	(法務省, 財務省, 厚生労働省, 農林水産省等)
	○13. 首都圏空港の機能強化	(国土交通省)
	○14. 空港アクセス等の改善	(国土交通省)
	○15. 道路輸送インフラの整備	(国土交通省等)
	○16. 大会開催時の輸送	(警察庁, 国土交通省)
	○17. 多言語対応の強化	(内閣官房, 観光庁等)
	○18. 無料公衆無線 LAN	(総務省, 観光庁等)
	○19. 医療機関における外国人患者受入環境整備	(厚生労働省, 観光庁)
	○20. 外国人来訪者等への救急・防災対応	(総務省)
	○21. 国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進	(国土交通省)
	○22. 外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備	(経済産業省)
③ 暑さ対策・環境問題への配慮	○23. 環境配慮の推進	(環境省等)
	○24. 大会と連携した水素・燃料電池の活用	(経済産業省, 国土交通省, 環境省等)
	○25. スマートコミュニティの展開	(経済産業省)
	○26-a. アスリート・観客の暑さ対策の推進	(内閣官房等)
	○26-b. アスリート・環境にやさしい道づくり	(国土交通省等)
④ メダル獲得へ向けた競技力の強化	○27. 強化・研究拠点の在り方	(文部科学省等)
	○28. 競技力の向上	(文部科学省)
	○29. 自衛官アスリートの育成及び競技力向上	(防衛省)
	○30. 射撃競技における競技技術の向上	(警察庁等)
⑤ アンチ・ドーピング対策の体制整備	○31. 国内アンチ・ドーピング活動体制の整備	(文部科学省等)
⑥ 国立競技場の整備	○32. 新国立競技場の整備等	(内閣官房, 文部科学省等)
⑦ 教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及, ボランティア等の機運醸成	○33. Sport for Tomorrow プログラムの実施	(文部科学省, 外務省)
	○34. 国内のオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの普及	(文部科学省)
	○35. スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催	(文部科学省等)
⑧ その他	○36. 記念貨幣の発行等に向けた調査検討	(財務省)
	○37. 大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討等	(総務省, 文部科学省)
	○38. 記念自動車ナンバープレートの発行検討	(国土交通省)
	○39. 知的財産保護のあり方検討	(経済産業省等)
	○40. 式典等大会運営への協力検討	(防衛省)
	○41. 建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置	(国土交通省)
	○42. 大会に向けた各種建設工事における安全確保	(厚生労働省)

出所：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 [2015b] を参考に作成，右側の列の括弧内は担当府省庁。

図表11 東京2020に向けた政府の取組（大会を通じた新しい日本の創造）

(1) 大会を通じた日本の再生	
① 被災地の復興・地域活性化	
○43. 被災地と連携した取組の検討体制の設置	(内閣官房, 復興庁等)
○44. ホスタウンの推進	(内閣官房, 総務省, 外務省, 文部科学省等)
○45. 対日直接投資の拡大に向けた我が国ビジネス環境の発信	(経済産業省, 文部科学省等)
② 日本の技術力の発信	
○46. 社会全体の ICT 化の推進	(総務省等)
○47. 大会における最新の科学技術活用の具体化	(内閣府等)
○48. 自動走行技術を活用した次世代都市交通システム	(内閣府等)
○49. 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現	(文部科学省等)
○50. 高精度衛星測位技術を活用した新サービス	a 観光サービス (内閣府, 経済産業省等) b スポーツ・健康サービス (内閣府, 経済産業省等) (厚生労働省等)
○51. 義肢装具等の先端技術の発信	(厚生労働省等)
※前掲「○24～25」を含む	
③ 外国人旅行者の訪日促進	
○52. 「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興	(内閣官房, 観光庁等)
○53. 水辺環境の改善	(国土交通省)
※前掲「○14～15, 17～22, 35, 46」, 後掲「○54～57」を含む	
(2) 日本文化の魅力発信	
○54. 文化を通じた機運醸成	(内閣官房, 文部科学省等)
○55. 文化プログラムの推進	a (内閣官房, 文部科学省, 外務省, 厚生労働省等) b (内閣官房, 文部科学省, 外務省, 厚生労働省等)
○56. クールジャパンの効果的な PR の実施	a (経済産業省等) b (内閣官房)
○57. 和食・和の文化の発信強化	(内閣官房, 農林水産省等)
※前掲○35を含む	
(3) スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現	
○58. 障害者スポーツの普及促進	(文部科学省)
※前掲○27～28, 31～34, 後掲○59を含む	
(4) 健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現	
① 大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止	
○59. 地域スポーツの推進	(文部科学省)
○60. 受動喫煙防止対策の推進	(厚生労働省, 内閣官房等)
② ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー	
○61. 大会に向けたアクセシビリティの実現	(内閣官房等)
○62. バリアフリー対策の強化	(国土交通省等)
○63. ICT 化を活用した行動支援の普及・活用	(国土交通省, 総務省)
○64. 心のバリアフリー	(内閣官房, 法務省, 国土交通省等)
※前掲○32を含む	

出所：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 [2015b] を参考に作成，右側の列の括弧内は担当府省庁。

も計画文書の表現上において組織委員会や東京都とも共通しており、これらの諸主体によって「オールジャパン体制」が形成され、開催準備が進められてきている。東京都の側では、東京2020から得られる東京という「一都市」に対するメリットが強調される場面もあるが、それと比べ、政府の側による文書では「日本全体」という風潮が高められることが多く、「日本全体」へのベクトルを重視する姿勢が窺える。こうした東京都と政府の姿勢の違いからは、日本政府が「日本全体」への動きを牽引する主体であることを垣間見ることができ、東京2020による「地方」へのインパクトについて検討する際には、政府という主導役を中心に据えた分析が必要となる。そこで次では、この「日本全体」への動きを牽引する施策のひとつともいえる、地域活性化策としての「ホストタウン構想」について確認していくことにしよう。

3. 東京2020をめぐって実施される地域活性化策のアウトラインとは

ここでは、全国の自治体の参加によって推進される「ホストタウン構想」⁶⁾に着目し、東京2020によるメリットをどのように日本全体に波及させようとしているのかについて確認する。この構想は、大会の参加国・参加地域ごとに「ホストタウン」と呼ばれる国内の自治体を決め、参加国・参加地域とそのホストタウンの間における相互交流を促進することで地域活性化を図ることを趣旨としたものである。その立案に際しては、内閣の主導という色合いが強く、総理大臣の諮問機関である「経済財政諮問会議」による議論を通じて打ち出されてきたものである。この諮問会議によって取りまとめられた「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「全国各地の自治体が参加する『ホストシティ・タウン構想』…中略…を着実に推進する」と記されたことを大きなきっかけに、この構想は開始されることとなった。その翌年に発表された「経済財政運営と改革の基本方針2015」においても、政府が省庁の垣根を超えて連携しながら「日本全体」の発展に向けて着実に推進するとされ、また、「『2020東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府の取組』資料集（2015年11月）」において図表12のような説明がなされ、この構想は、内閣府特命担当大臣が「画期的なアイデア」と評するように、政府の中枢において一定の評価を得ながら実施されてきている。

それでは、この「ホストタウン構想」には、どのようなねらいが込められているのだろうか。この点については、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）による記者会見における発言や経済財政諮問会議のメンバーによる主張から、以下のようなねらいを窺い知ることができる。

できればほぼ全ての参加国のホストシティをつくって、そこからいろいろな交流が始ま

図表12 ホストタウン構想の概要

【大会を通じた新しい日本の創造】 (1) 大会を通じた日本の再生 ①被災地の復興・地域活性化

44. ホストタウンの推進

【概要】

○「ホストタウン関係府省庁連絡会議」*で全国の自治体と大会参加国・地域の相互交流の推進について検討を平成26年7月に開始。平成27年9月に第2回連絡会議を開催し、事業を推進するための要綱を決定し、全国の自治体に通知。同年11月2日から12月11日までの間、登録の申請の受付を実施。

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(抜粋)

第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

『2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等は、日本全体の祭典であるとともに、世界に日本を発信する最高のチャンスとして、我が国が活力を取り戻す弾みとなるものであり、その開催に向け、政府一丸となって取り組む』

3. まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域の活性化

【3】2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組

『東京大会を契機として、(略) ホストシティ・タウン構想の推進など東京大会と連携した地域交流・地域活性化、(略)を着実に進める』

ホストタウン構想の推進

- 平成26年7月より「**2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議**」*を開催。
- 本年9月に第2回連絡会議を開催し、**事業を推進するための要綱を決定し、全国の自治体に通知**。
- 本年11月から第一次登録の申請の受付を開始し、**平成28年1月頃に第一次登録を実施予定**。リオデジャネイロ大会以降、登録を本格化。



関係府省庁連絡会議 (平成27年9月)

*平成26年7月当時は「ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議」

出所：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 [2015b: 61] より抜粋。

っていく、これがデジタル・ジャパン戦略にもつながっていくと。(内閣府ホームページ、「経済財政諮問会議 第19回大臣記者会見要旨」より抜粋。)

東京のみならず全国各地への観光需要が喚起されるように、全参加国についてホストシティ・ホストタウン等を決め、参加国との相互交流を来年にもスタートしてはどうかと考えている。…中略…オリンピック終了後も長期に関係を継続できるものとすると共に、(この構想をきっかけとして)現在44%程度のリピーター比率を…中略…改善できたらと思っている。(経済財政諮問会議における民間議員の発言 [内閣府, 2013a], 括弧内の注記は引用者による。)

(ホストタウン構想は)なかなか画期的なアイデアだと思います。かつてワールドカップ・サッカーの時に、アフリカの国のチームのホストシティを引き受けた自治体がありまして、それ以来、地域(同士の)交流を通じて国(同士の)交流が始まったということもありま

した。…中略…（ホストタウン構想には、）国対国の友好関係を非常に強固にしていくという意味合いもあろうかと思っております。（内閣府ホームページ、「経済財政諮問会議 第24回大臣記者会見要旨」より抜粋、括弧内の注記は引用者による。）

経済、文化、スポーツといろいろな面で「おもてなしの精神」で早期に交流を開始し、地域を世界に開いていくという機会にしていきたい。…中略…これは国の役割であるが、ホストシティ・ホストタウンにおいて、政府が関係する国際会議等をできるだけ地域で開催し、地域を盛り上げるということを進めていただきたい。（経済財政諮問会議における民間議員の発言 [内閣府、2013b]）

こうした発言からは、2002年のFIFAワールドカップの際に事前合宿等を受け入れた事例を参考にしながら、「ホスト」となる自治体と参加国との交流や、日本国と参加国との交流が促進されるとともに、そこでの交流を地方における外国人観光客の増加につなげていくという青写真を、担当大臣をはじめ、経済諮問会議のメンバーが描いていることがわかる。そして、こうした経済財政諮問会議における議論を受けながらホストタウン構想が動き出し、それを具体的に推進する組織として設置されたのが、「ホストタウン構想に関する関係省庁連絡会議」（以下、「連絡会議」と表記）である。連絡会議は、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣を議長に据えながら、内閣府のみならず、多くの省庁の要職が名を連ねる組織が形成された（図表13）。

このような省庁横断型の組織として、2014年7月に第1回連絡会議の会合が開かれ、その後、全国の自治体に対するアンケート調査やヒアリングが実施され、ホストタウンとなる自治体側の意向が確認されていった。そして、2015年9月に開催された第2回会合において「ホストシティ・タウン構想推進要綱（案）」が示され、この構想の具体化のポイントが図表14のようなかたちで紹介された。

この資料によれば、「大会等に参加するために来日する選手等」「大会参加国・地域の関係者」「日本人オリンピック・パラリンピアン」との交流及び当該交流に伴う取り組み（事前合宿の実施等）を実施する地方公共団体を「ホストタウン」と位置づけ、そのホストタウンが大会参加国・地域との交流事業等を主体的に企画していくことで、地域のグローバル化や活性化を実現させていくという流れが想定されている。そして、そうした交流事業等を実施するための経費については、対象経費の一般財源合計額の半額に対し、特別交付税措置を図ることで政府がホストタウンをフォローするとされた。また、東京2020の事前合宿に活用する既存のスポーツ施

図表13 ホストタウン構想に関する関係府省庁連絡会議の構成員

議長	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
議長代理	内閣官房副長官（参）
副議長	内閣総理大臣補佐官 （国土強靱化及び復興等の社会資本整備，地方創生並びに健康・医療に関する成長戦略担当）
構成員	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長 内閣官房副長官補付内閣審議官 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 事務局企画・推進統括官 内閣府大臣官房政府広報室長 内閣府地方創生推進室次長 警察庁警備局長 復興庁統括官 総務省大臣官房地域力創造審議官 外務省国際文化交流審議官 文部科学省スポーツ・青少年局長 文化庁次長 厚生労働省政策統括官（社会保障担当） 農林水産省農村振興局長 経済産業省地域経済産業審議官 国土交通省総合政策局長 観光庁次長 環境省総合環境政策局長



出所：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 [2015c] から抜粋。

設を各競技の国際競技連盟基準に適合させるために必要不可欠な改修事業については、ホストタウンによる地方債（充当率90%，交付税措置率30%）の発行が認められた。このような財政的な措置をとることで、政府がホストタウンとなる地方自治体側に求めたのは、自ら「創意工夫」を凝らして自律的な交流プランを実施するということである。以下は、その当該箇所となる記述である。

政府としては、この構想を充実したものとしていくため、自治体における取組が東京大会開催の直前ではなく、大会開催の数年前から開始されることを期待しており、政府を挙げて、自治体の創意工夫による多様な取組を後押ししつつ、東京大会に向けた機運を日本全体で盛り上げていくこととしている。[内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室，2014：1]

このように、ホストタウン構想においては、東京2020に向けた事前合宿を行う参加国等とそれを受け入れる「ホストタウン」による交流を促進させつつ、それを一つの契機としながら地

図表14 ホストタウン構想の「具体化のポイント」

具体化のポイント	
1.	以下の取組みを行う地方公共団体は、ホストシティ・タウン（仮称）として登録できる。
①	住民等と次に掲げる者との交流
	－ 大会等に参加するために来日する選手等
	－ 大会参加国・地域の関係者
	－ 日本人オリンピック・パラリンピアン
②	①に伴い行われる取組みであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするもの
2.	内閣官房オリパラ事務局に、団体からの相談・申請等を受け付ける窓口を設置する。
3.	関係府省庁は、各種財政措置（特別交付税などの地方財政措置を含む）、人材の派遣、情報提供などを通じ、ホストシティ・タウン（仮称）の取組みを支援する。
	 大会前後を通じた継続的な取組みにしていく
	 上記取組みを核として、更に地域のグローバル化、活性化、観光振興等へとつなげていく

出所：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 [2015d：2] より抜粋。

域の活性化を図ることが目指されている。そして、その取組みを推進するための相談窓口を設置したり、財政的な措置をとる等、様々な視点から政府が一体となってホストタウンを後押しするとしているが、実際にホストタウンの側に求められることになるのが、東京2020を活用した地域活性化策を「自ら立案」ということである。相手国の大使館と連携し教育事業を実施したり、パブリックビューイングで地域を挙げて相手国を応援したり、相手国で物産展を開催したりするなど、事業の具体例が政府の側によって提示されることもあるが、それはかなり抽象的な次元における取組事例であることから、このホストタウン構想のもと、ホストとなる地方自治体の側がいかに実質的な効果を上げられるかどうかについては、それに取り組む地方自治体が、どれだけ実用的なプランを策定できるかにかかっているといえるだろう。

4. むすびにかえて

以上、本稿で跡付けてきたことを時系列にまとめると、図表15のようになる。この時系列か

ら、政府による大きな求心力のもとで、「地方」を視野に入れながら東京2020にかかわるアクターを増やしていくための試みが、これまで数多く実施されてきたことが理解できるだろう。そして、こうした諸種の政策文書の検討を通じて浮き彫りになったことは、東京2020の開催準備が進む日本において、日本国政府が中心となり「日本全体」の祭典ということを強調しながら、「オールジャパン体制」によってその開催準備が進められてきている政策の動向である。また、そうした政府による介入を正当化させるかのように、日本全国に向けて裨益効果を具現化しようとする方途として「ホストタウン構想」が推進されてきているという、これまでの日本のスポーツ政策史になかった局面である。ただし、その構想では、財政措置等によって一定の便宜がホストタウンとなる「地域」に供与されることになるものの、事前合宿の誘致や交流相手国との事業内容といった活用方策の立案については地域の側の力量に委ねられている。この点において、ホストタウン構想とは、図表3に示した大会を支える多彩な機能を下支えする豊富な資源を有する地域にとっては、かなり有利に作用する施策の枠組みとなっているといえる。こうした施策に対して、特定の「地方」では、一部の人が熱を帯びながら東京2020への関与を強めていくことが予想されるが、その一方で、人的資源や経済的資源など、地域が有する資源の限界から、この施策の活用を諦める人々や、長期的なビジョンを持たない交流の機会や地域を活性化させるための具体的な戦略を欠いたイベントといった、単なるつじつま合わせの事業を実施していく主体も顕在化してくるようにも考えられる。

このような展望において、今後検討すべき課題は、本稿で解題した地域活性化に向けた政策動向と、東京2020をめぐる動きに反応する「地方」の諸アクターの思惑を重ね合わせながら、東京2020が与える地方へのインパクトの広がりの実態について考察していくことである。さらには、東京2020というメガスポーツイベントをめぐる、誰がどのように関与し、いかなる価値が生み出されたのかという側面を明らかにしつつ、東京2020のもたらす利点と限界点を明らかにしていく作業が、これからのスポーツ政策研究にとって大きな課題のひとつとなる。

図表15 東京2020に向けた準備の流れ（「ホストタウン構想」を中心に）

年	日付	政府		組織委員会・東京都	
		出来事	備考	出来事	備考
2013	9/13	東京オリンピック・パラリンピック担当大臣(兼任)が決定。	下村博文文部科学大臣(当時)が就任。		
	9/13	経済財政諮問会議(第19回)	民間議員によって「参加国のホストシティ・ホストタウンを通じた地域活性化」が提起された。		
	10/4	内閣官房に2020オリンピック・パラリンピック東京大会推進室(内閣オリパラ室)が設置。			
	10/11	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議(第1回)	下村大臣が冒頭の挨拶において、「オールジャパンの視点」について言及。		
	10/11	東京オリンピック・パラリンピック担当大臣による内閣オリパラ室への訓示式	訓示の中で「日本全体が元気に」「内閣オリパラ室がオールジャパン体制の要」という表現が使用された。		
	11/29	経済財政諮問会議(第24回)	民間議員による「地方再生と地方財政の健全化に向けて」という報告の中で、「ホストシティ・ホストタウン」を置く構想が提案。		
2014	1/24			【組】組織委員会が一般社団法人として設立。	JOCと東京都によって設立。
	6/24	「経済財政運営と改革の基本方針2014」が閣議決定。	「ホストシティ・タウン構想…中略…を着実に推進する」と明記。		
	7/18	ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議(第1回)	「全国の自治体と参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る」といった構想の趣旨が示された。		
	9/30	「ホストシティ・タウン構想に係る自治体における国際交流の取組についてのアンケート」実施。	自治体を対象としたアンケート調査を実施。		
	12/18	「ホストシティ・タウン構想に係る自治体における国際交流の取組についてのアンケート」結果。	回答した自治体のうち、構想に係る取組を実施する意向が無い市区町村が約7割に。		
	12/25			【都】「東京都長期ビジョン～『世界一の都市・東京』の実現を目指して～」策定。	「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」が基本目標に位置づく。
2015	1/1			【組】組織委員会が公益財団法人となる。	
	2/27			【組】「東京2020大会開催基本計画」をIOC、IPCに提出。	「オールジャパン体制」で推進するという言及がなされた。
	4/1			【組】「事前キャンプ候補地ガイド」に掲載を希望する自治体の申請登録を開始。	2016年8月に候補地の情報提供を開始予定。
	6/25	平成三十三年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会特別措置法が施行。東京オリンピック・パラリンピック担当大臣(専任)に藤原利明氏が就任。内閣官房に東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部(内閣推進本部)を設置。	この特別措置法によって、「内閣推進本部の設置」「専任の大臣の配置」「国有財産の無償使用」「組織委員会への国の職員の派遣」等が可能となった。なお、内閣推進本部は、本部長(総理大臣)、副本部長(官房長官及びオリンピック・パラリンピック担当大臣)、本部長(すべての国務大臣)で構成された。		
	6/30	「経済財政運営と改革の基本方針2015」が閣議決定。	「ホストシティ・タウン構想の推進など東京大会と連携した地域交流・地域活性化…略…を着実に進めると記される。		
	9/30	ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議(第2回)	「ホストシティ・タウン構想推進要綱」が決定。全国の自治体に要綱・公募要項を発出。		
	11/2	ホストタウンの登録申請の受付開始。			
	11/20			【都】「2020年に向けた東京都の取組—大会後のレガシーを見据えて—(素案)」公表。	「東京に」「日本へ」「そして世界に向けて」という三段階の視点を提示。
	11/27	「2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」が閣議決定。また、内閣推進本部の事務局によって、「大会に向けた政府の取組(資料集)」が公表。	「復興五輪」や「日本全体の祭典」という表現が使用された。また、「大会を通じた新しい日本の再生」という取組の方向性が示され、その中に「ホストタウンの推進」が位置付けられた。		
	12/22			【都】「2021年に向けた東京都の取組—大会後のレガシーを見据えて—」の策定。	

出所：政府・組織委員会・東京都による公表資料等を参考に筆者作成。（【組】は組織委員会による取組を、【都】は東京都による取組を意味する。）

注

- 1) これらのフレーズは朝日新聞朝刊（2013年9月8日版）の見出しから引用した。
- 2) 『オリンピック憲章』（2014年12月8日から有効）、32-2より抜粋。
- 3) 以下、引用文中の下線は、すべて引用者によるものとする。
- 4) 東京2020大会による効用を全世界へと波及させようとするグローバルな視点を持つ取り組みもなされてきている。現在、「Sport For Tomorrow」と呼ばれる戦略的スポーツ国際貢献事業が着手されてきており、スポーツを通じた国際協力や国際スポーツ人材育成拠点の構築等の取組みを通じて、発展途上国を中心とする100カ国以上、1000万人以上を対象に国際貢献事業を実施するとされている。こうしたグローバルな展開の詳細については、稿を改めて議論することとしたい。
- 5) この素案について、都庁のホームページを通じて都民の意見が募集されたように、都民の視点を取り入れつつ素案の内容を再検討する姿勢が窺える点からは、都民へのアカウンタビリティを重視する一つの地方自治体としての特性が窺える。東京都が都民のことを考えるということは当然のように思えるが、ここで記しておくべきは、都民のことを考えるべき東京が「日本全体」という言葉を使用しながら、国内における東京都のプレゼンスを高めようとしている点である。
- 6) この構想において、当初は「ホストシティ・タウン」という表現が用いられてきたが、「ホストシティ」という言葉は開催都市としての東京を想起させるため、混同をさける観点から2015年11月24日以降は「ホストタウン」という名称が用いられることとなった。これに倣い、本稿では「ホストタウン」という名称を用いるが、引用文においては原文のままの表記を採用することとする。

文 献

- 有元健（2015）「夢の力」に抗する：2020年東京オリンピック・パラリンピックと都市のヘゲモニー、スポーツ社会学研究 23（2）：45-60。
- 市川宏雄・森記念財団都市戦略研究所（2015）東京2025：ポスト五輪の都市戦略。東洋経済新報社。
- 石坂友司・松林秀樹（2013）「オリンピックの遺産」の社会学：長野オリンピックとその後の十年、青弓社。
- 町村敬志（2007）メガ・イベントと都市空間—第二ラウンドの「東京オリンピック」の歴史的意味を考える、スポーツ社会学研究 15：3-16。
- 内閣府（2013a）経済財政諮問会議 第19回議事要旨（<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2013/index.html>、最終閲覧日：2016年1月5日）
- 内閣府（2013b）経済財政諮問会議 第24回議事要旨（<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2013/index.html>、最終閲覧日：2016年1月5日）
- 内閣府ホームページ、経済財政諮問会議 第19回大臣記者会見要旨（<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2013/0913/interview.html>、最終閲覧日：2016年1月5日）
- 内閣府ホームページ、経済財政諮問会議 第24回大臣記者会見要旨（<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2013/1129/interview.html>、最終閲覧日：2016年1月5日）
- 内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室（2013）2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議（第1回）議事録（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tokyo2020/h25_news.html、最終閲覧日：2016年1月5日）
- 内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室（2014）オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホストシティ・タウン構想に係る自治体における国際交流の取組についてのアンケート（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tokyo2020/>、最終閲覧日：2016年1月5日）
- 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（2015a）2020年東京オリ

- ピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針 (<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/tokyo2020/>, 最終閲覧日: 2016年1月5日)
- 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 (2015b) 「2020東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府の取組」資料集 (平成27年11月) (<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/tokyo2020/>, 最終閲覧日: 2016年1月5日)
- 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 (2015c) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議の開催について (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/hostcity_townkousou/index.html, 最終閲覧日: 2016年1月5日)
- 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 (2015d) ホストシティ・タウン構想の推進について (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/hostcity_townkousou/dai2/gijisidai.html, 最終閲覧日: 2016年1月5日)
- 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 (2015e) ホストシティ・タウン構想推進要綱 (案) (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/hostcity_townkousou/dai2/gijisidai.html, 最終閲覧日: 2016年1月5日)
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 (2015) 東京2020大会開催基本計画 (<http://tokyo2020.jp/jp/plan/gfp/>, 最終閲覧日: 2016年1月5日)
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページ, 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会について, (<https://tokyo2020.jp/jp/organising-committee/>, 最終閲覧日: 2016年1月5日)
- 東京都 (2013) 東京都長期ビジョン～「世界一の都市・東京」の実現を目指して～.
- 東京都 (2015) 2020年に向けた東京都の取組—大会後のレガシーを見据えて— (素案).